

## 加算項目一覧表

特別養護老人ホームとくち苑(ユニット型)  
令和3年10月1日より適用

	加算名	金額			加算要件	
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割		
職員配置等	◎ 看護体制加算Ⅰイ	12	24	36	常勤の看護師を1名以上配置している場合	
	◎ 夜勤職員配置加算Ⅱイ	46	92	138	従来型・ユニット型両施設で、夜勤職員の合計数が最低基準を1名以上上回っている場合	
	◎ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	36	54	事業所の介護職員のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上の場合	
	◎ 個別機能訓練加算	12	24	36	常勤の機能訓練指導員を配置した上で、個別機能訓練計画を立てて機能訓練を実施し、3か月ごとに評価を行った場合	
		認知症専門ケア加算	3	6	9	主治医意見書の日常生活自立度がⅢ以上の入所者の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を受けた職員が既定の人数配置されていることに加え、認知症ケアに関する技術指導や留意事項の伝達が定期的に開催されている場合、日常生活自立度がⅢ以上の入所者に加算
看取り		看取り介護加算Ⅰ1	72	144	216	死亡日以前45～31日
		看取り介護加算Ⅰ2	144	288	432	死亡日以前4～30日
		看取り介護加算Ⅰ3	680	1,360	2,040	死亡日の前日・前々日
		看取り介護加算Ⅰ4	1,280	2,560	3,840	死亡日
その他		初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
		外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合または居宅などへ外泊した場合(月6日を限度)
		若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
処遇改善	◎	介護職員処遇改善加算Ⅱ	6.0%	6.0%	6.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算・特定処遇改善加算以外の加算】×0.06で算出
	◎	介護職員等特定処遇改善加算	2.7%	2.7%	2.7%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算・特定処遇改善加算以外の加算】×0.027で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。  
※2…加算については、1日または1回あたりの単位(円)となります。